

(別紙3-2)

年 月 日

一般社団法人

日本映像制作・販売倫理機構 殿

会社名

所在地

代表者

社印及び

代表者印

誓 約 書

日本映像制作・販売倫理機構に加入するに当たり、次のことを誓約します。これに反した場合には、本機構定款第11条による処分を甘受し、一切の異議申し立ては致しません。

記

- 1 アダルト映像の出演者は原則20歳以上とし、年齢の確認は、運転免許証又はマイナンバーカード等客観的に証明できるものによって確実にを行うこと。
- 2 出演契約の締結は、事前に、撮影の目的、内容等を十分に説明した上、出演者の任意かつ自由な意思の下で行うこと。
- 3 出演契約の締結に際しては、出演者の意思によって撮影に関して条件を付することができることを説明した上、契約書にその旨を記載すること。
- 4 出演契約締結後から撮影が終了するまでの間に、出演者から契約を解除したい旨の申し出があった場合は、その理由の如何を問わずこれに応じること。
- 5 出演契約の解除に伴って損害が発生した場合は、出演者個人に対しては一切の債務を主張することなく、制作メーカー及びプロダクションで負担すること。
- 6 出演契約の解除に応じる場合においては、出演者に対して当概契約を解除後1年間はアダルト映像に出演しない旨の確約を申し入れることができることとする。
- 7 無修正作品の流通を防止するため、制作する全作品について審査団体の審査を受ける制作メーカー以外のメーカーには女優を出演又は派遣をしないこと。
- 8 アダルト映像撮影以外のソープランドやキャバクラ等の風俗営業には女優を派遣しないこと。
- 9 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力と取引をし、又は交際するなどの不適切な関係を持たないこと。
- 10 その他、本機構の定款、規則、規程、要綱、細則及び倫理基準等の規定に反する行為をしないこと。

以 上